

府 番 第 1 8 号
総 官 参 第 9 号
令和元年6月10日

各都道府県番号制度主管部局長 殿

内閣府大臣官房番号制度担当室参事官
(公 印 省 略)
総務省大臣官房参事官
(総務省大臣官房個人番号企画室長)
(公 印 省 略)

令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく
情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な事務手続及び省略可能な書類
並びに試行運用の対象とする事務手続の一覧、運用開始日等について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第7号の規定に基づく情報照会及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供（以下「情報連携」という。）については、令和元年6月にデータ標準レイアウトの改版を実施する予定としています。

また、日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「機構等」という。）における年金関係の情報連携については、令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日（以下「運用開始日」という。）から、地方公共団体等から機構等への情報照会の試行運用が可能となった旨の連絡があったところです（注1）。

加えて、平成31年4月15日から試行運用を行っていた機構等から地方公共団体等への情報照会については、対象となる事務手続の所管府省において運用状況等を確認した結果、一部を除き、令和元年7月1日から本格運用を開始することとされています。

以上を踏まえ、運用開始日以降に情報連携が可能な事務手続及び省略可能な書類並びに試行運用（注2）の対象とする事務手続の一覧等を別紙1から3までのとおり整理しましたのでお知らせします。

これらについては、住民への周知等に御活用頂くとともに、特に、別紙2-1及び2-2の試行運用の対象としている事務手続については、各地方公共団体において情報連携を行うこととなる事務手続を御確認頂き、今後の関係府省からの通知等に御留意の上で、対応に遺漏が無いよう準備をお願いします。なお、試行運用の対象となる事務手続については、各事務手続の所管府省において試行運用の状況を確認の上、本格運用開始を判断し、通知することとなります。

また、運用開始日については、令和元年6月17日としますので、併せて通知します。

本通知の内容は、関係制度所管府省に対しても周知等を依頼しておりますが、各地方公共団体の個人番号利用事務の所管課においても適切に対応されるよう、貴都道府県内の個人番号利用事務の所管課及び貴都道府県内市区町村（市区町村教育委員会、関係する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対しまして、この旨周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

（別紙1）【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R元. 6.17時点）

（別紙2-1）【試行運用】情報連携の試行運用を行う事務手続の一覧（年金関係手続を除く）（R元. 6.17時点）

（別紙2-2）【試行運用】情報連携の試行運用を行う事務手続の一覧（年金関係手続）（R元. 6.17時点）

（別紙3）【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R元. 7.1時点）

（注1）「日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団における年金関係の情報連携開始に向けた対応について（その2）」（令和元年6月10日付け内閣府番号制度担当室・総務省大臣官房個人番号企画室事務連絡）を参照。

（注2）申請者等から従来どおり添付書類の提出を受けた上で、情報提供ネットワークシステムを使用した事務処理の結果と従来の添付書類を用いた事務処理との間で齟齬が無いか確認・検証する運用。

（問い合わせ先）

- ・省略可能な書類について
内閣官房番号制度推進室 西澤、小口
- ・試行運用の対象とする事務手続について
内閣官房番号制度推進室 伏木、酒井

連絡先（共通）

03-6441-3457

i.bangoseido.t8r@cas.go.jp

（以上）